

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の 可 許	許 可 業 種	許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般	第 号	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般	第 号	年 月 日

工 事 名 称 及 工 事 内 容				
発 注 者 名 及 住 所				
工 期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日	
	至 年 月 日			

契 約 所 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約		
	下 請 契 約		

健康保険等の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健 康 保 険		厚 生 年 金 保 険		雇 用 保 険		
		加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	
	事 業 所 整 理 記 号 等	区 分	営 業 所 の 名 称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険		
		元 請 契 約						
	下 請 契 約							

発 注 者 の 監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
--------------------	--	------------------------	--

監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 理 技 術 者 名 主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
監 理 技 術 者 補 佐 名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無	外 国 人 建 設 就 労 者 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有 無)	有 無
--	-----	--	-----	--	-----

《記入にあたっての注意事項》

- 1 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
- 3 一号特定技能外国人の従事の状態について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 4 外国人建設就労者の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人技能実習生の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 2 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。

《添付書類》□

- ① 発注者との請負契約書の写し
- ② 下請業者との請負契約書の写し
- ③ 監理技術者を置く場合
その者の監理技術者資格者証及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ④ 監理技術者補佐を置く場合
その者の監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑤ 主任技術者を置く場合
その者の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑥ 専門技術者を置く場合
その者の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑦ 再下請負があった場合
再下請負通知書及び通知人と再下請業者との請負契約書の写し

<<下請業者に関する事項>>

会社名			代表者名		
住所 電話番号	〒 (TEL - -)				
工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年
					月
					日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	
権限及び意見 申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

《記入にあたっての注意事項》

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
 - (1) 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 4 一号特定技能外国人の従事の状態について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人建設就労者の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。